

多子世帯の保育料等の軽減制度について

多子世帯とは保護者が扶養している子どもが2人以上いる世帯のことをいいます。

※「保護者が扶養している」とは所得税や市民税、健康保険などの扶養親族となっている場合をいいます。地方税法の「生計を一にする」と同義となります。

以下の内容については保護者が扶養していることが前提の条件になります。

●多子世帯の申告が不要な場合

18歳以下の同居の兄弟がいて、以下のどちらかに該当する

- 第3子以降
- 第2子（以下のどちらかに該当）
 - ・市民税所得割額が57,700円未満
 - ・市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯

●多子世帯の申告が必要な場合

次の(1)か(2)のどちらかに該当する場合は、保育料等が軽減になります。

裏面の『多子世帯状況申告書(19歳以上の兄弟または別居の兄弟の申告)』に必要書類を添付して、保育所幼稚園課②4番窓口へ提出してください。

【0～2歳児】第2子・第3子以降

(1) 18歳以下の別居の兄弟がいて、①か②に該当する

- ① 第2子で、市民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯は、77,101円未満)
- ② 第3子以降

(2) 19歳以上の兄弟がいる

⇒多子軽減が適用される年度に19歳になる兄弟を含む。

【3～5歳児】第3子以降

(1) 18歳以下の別居の兄弟がいる

(2) 19歳以上の兄弟がいる

⇒多子軽減が適用される年度に19歳になる兄弟を含む。

○該当する場合の保育料等の軽減

クラス 年齢		0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
軽減 内容	第2子	保育料：半額または無料※	—
	第3子以降	保育料：無料	副食費(給食費のうちおかず代)：免除
適用 期間	令和6年4月～令和7年3月		
留意 事項	年度の途中で申告した場合は、 <u>対象月の翌月</u> から適用。		令和6年4月以降に申告があった場合は、 <u>申告日の翌月</u> から適用。

※詳しくは、松江市入所のでびき23項をご確認ください。

問い合わせ先：松江市こども子育て部保育所幼稚園課認定入所係 電話：0852-55-5312

この申告書は、該当の方のみ松江市役所保育所幼稚園課に提出してください。

令和6年度用

令和 年 月 日

多子世帯状況申告書(19歳以上の兄弟または別居の兄弟の申告)

(あて先)松江市長

住 所
保護者 氏 名 ④
電話番号

私(または配偶者)が扶養している19歳以上の子ども、または別居している子どもについて、下記のとおり申告します。

なお、申告した子どもが扶養から外れた場合は、速やかに申し出ます。

記

1. 多子世帯の軽減制度の対象となる子ども

フリガナ 氏 名	生年月日	在籍施設
	平成・令和 年 月 日	
	平成・令和 年 月 日	

2. 扶養している子ども(1.の兄弟)のうち、同居している19歳以上の者又は別居している者

兄 姉 1 人 目	フリガナ 氏 名	生年月日	平成 年 月 日
	住 所 (同居の場合は記入不要)		
	職 業	学生・扶養内で就労・病気療養中・その他()	
	学校名・療養先等		
兄 姉 2 人 目	フリガナ 氏 名	生年月日	平成 年 月 日
	住 所 (同居の場合は記入不要)		
	職 業	学生・扶養内で就労・病気療養中・その他()	
	学校名・療養先等		

- 対象兄弟の健康保険証の写し(扶養者が父母のいずれかになっているもの)を添付してください。
- 兄弟が別居している場合は、学生証や戸籍謄本(親子・兄弟姉妹関係の証明)及び生活費、学資金、療養費等の送金がかかるものの写しの提出を求めることがあります。